平成２２年（フ）第１９号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目５番１―210号
債務者　室屋　知江（旧姓左川）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
兵庫県尼崎市武庫元町１―26―12　ツインパレス武庫202号棟、登録原票上の住所奈良県生駒市俵口町1065番地６　小池文化２Ｆ
債務者　髙島英雄こと　髙　　正協
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９７８号
広島市安佐北区可部南２丁目18番４―405号
債務者　品川　澄江
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８１号
広島市東区矢賀新町５丁目９番22―103号
債務者　萩　　貴則
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８９号
広島市安佐北区亀山５丁目８番２―102号
債務者　平岡　良朗
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２６号
広島市安佐南区八木６丁目11番29―403号　中川第２ビル
債務者　上阪　直子（旧姓足助）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１７号
大分市政所字東上原2625―28　ＦコーポＢ２、住民票上の住所大分県佐伯市上浦大字浅海井浦244番地４
債務者　川元　　翼
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８３６号
大分市大字片島484番地の２
債務者　藤部　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９号
大分県国東市安岐町塩屋1752番地
債務者　安部　憲二
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
北海道小樽市入船３丁目17番３号、前住所北海道小樽市入船３丁目17番30号
債務者　阿部　徳正
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第６０４号
福井県鯖江市新横江１丁目１番11号　クレードル新横江Ｂ―105、旧住所福井県鯖江市五郎丸町243番地
債務者　中村　孝男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６０５号
福井県鯖江市新横江１丁目１番11号　クレードル新横江Ｂ―105、旧住所福井県鯖江市五郎丸町243番地
債務者　中村喜代子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
福井県大野市東中町209番地
債務者　三村つゆ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
福井市下馬１丁目201番地　パストラール102、旧住所東京都江戸川区上篠崎４丁目10番５号　サンフィールド２番館101
債務者　大畠　一晃
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
福井市下馬１丁目201番地　パストラール102、旧住所東京都江戸川区上篠崎４丁目10番５号　サンフィールド２番館101
債務者　大畠江里子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
静岡県下田市１丁目21番１号フラワーマンション201
債務者　秋山美紀代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３３５８号
名古屋市港区津金２丁目５番28号　ベルメゾン伊藤４－Ｂ号
債務者　茂吉三千男
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部